

入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び東海村財務規則（平成2年東海村規則第4号）第120条の規定により、次のとおり普通財産の売払いに係る一般競争入札について公告する。

令和8年4月10日

東海村長 山田



1 一般競争入札に付する物件

【物件番号1】

- (1) 所在地 那珂郡東海村舟石川駅東三丁目4番9
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 192.06平方メートル
- (4) 予定価格 10,330,000円

2 参加資格

一般競争入札の参加申込みができる者は、次の各号のいずれにも該当しない個人又は法人とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で当該各号に該当する事実があった日から2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの
- (5) 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条の規定により指定された暴力団の構成員（以下「指定暴力団員」という。）
- (7) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (8) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (9) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）

- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員
- (11) 納付すべき税を滞納している者
- (12) 前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて売払物件を買い受けようとする者
- (13) 入札説明書に掲げる提出書類に不備又は不正のある者

3 入札説明書等の配布場所及び期間

- (1) 配布場所 東海村総務部財政経営課
なお、東海村公式ホームページからもダウンロード可能である。
- (2) 配布期間 令和8年4月10日（金）から令和8年4月23日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後4時までとする。）

4 入札参加申込受付の期間及び場所

- (1) 提出期間 令和8年4月10日（金）から令和8年4月23日（木）まで
（ただし、休日等を除く午前9時から午後4時までとする。）
- (2) 提出場所 東海村総務部財政経営課
- (3) 入札参加申込書等は、原則として持参するものとし、郵送による受付は行わない。
- (4) 申請書及び関連資料により入札参加資格の有無を審査し、令和8年5月8日（金）までに東海村総務部財政経営課から参加資格の有無について通知する。

5 現地説明会

実施しない。

6 物件等に対する質問及び回答

- (1) 物件等に対する質問がある場合には、令和8年4月23日（木）午後4時までに質問内容を記載した質問書を、東海村総務部財政経営課へメールにより提出すること（送信後、東海村総務部財政経営課へ確認の電話をすること）。

質問書提出先

東海村総務部財政経営課

（メール：f-mgt@vill.tokai.ibaraki.jp）

（電話：029-282-1711（内線 1335））

- (2) (1)の質問に対する回答は、令和8年5月8日（金）午後5時までに質問者に対し、メールにより行う。

7 入札の執行日及び場所

- (1) 日 時 令和8年5月28日(木) 午前10時
- (2) 場 所 東海村役場 行政棟2階 205会議室

8 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上に相当する金額(1円未満切り上げ)を入札期日の前日までに納付しなければならない。

9 落札者の決定

- (1) 落札者は、開札した結果、予定価格以上の価格で、かつ、最高の価格を提示した者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引で落札者を決定する。
- (3) 落札が無効となったときは、次順位の最高の価格を提示した者を落札者とする。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格(2の参加資格をいう。)がない者又は委任状を提出しない代理人の入札
- (2) 7の入札の執行日の前日までに入札保証金を納付しない場合の入札
- (3) 入札説明書等に指定した日時までに入札書が到達しなかった場合の入札
- (4) 所定の入札書以外での入札
- (5) 入札価格が予定価格に達していない入札
- (6) 入札書を2通以上提出した場合のその全部の入札
- (7) 入札価格が訂正されている入札
- (8) 入札価格及び氏名を確認し難い入札
- (9) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (10) 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されている入札
- (11) 入札書が鉛筆、シャープペンシルその他の書き消しの容易な筆記器具で書かれている入札
- (12) 入札価格以外の文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がない入札
- (13) 入札に当たり不正行為があった者の入札
- (14) 他の入札者の代理を兼ねた者の入札又は1人で2人以上の代理人を兼ねた入札
- (15) 入札に関して担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (16) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

11 契約の無効

落札者が落札決定の日から7日以内に売買契約を締結しない場合(村長が特に認める場合を除く。)は、その落札は、無効とする。

1.2 契約に関する事項

(1) 契約保証金

落札者(契約の相手方)は、契約と同時に契約金額の100分の10以上に相当する金額(1円未満切り上げ)を納付しなければならない。なお、契約保証金は売払い代金の一部に充てることができる。ただし、売払代金が即時に納付される場合は、契約保証金を免除することができる。

(2) 買入れ土地の用途指定制限

落札者は、買入れた土地を次に掲げる目的の用に供してはならない。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに規定する者その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する使用

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物を処理するための用途

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員の活動のための利用

オ その他売払物件の用途として適当でないと村長が特に指定するもの

(3) 買戻し

落札者が用途指定制限等に違反した場合、村は売払物件の買戻しをすることができるものとする。買戻しができる期間は、所有権移転の日から10年間とし、所有権移転登記と同時に買戻しの特記登記を行うものとする。

村が売払物件を買い戻すときは、落札者が支払った売払代金のみ返還し、落札者の負担した契約費用は返還しないものとする。ただし、当該売払代金には、利息を付さないものとする。

(4) 契約費用等の負担

落札者は、売買契約の締結に要する費用及び所有権移転に要する費用並びに当該物件の売払いのために実施した測量等費用を負担するものとする。

(5) 契約書の作成及び売払代金の支払方法

売買契約の締結は、村が作成する契約書により行い、売払い代金を契約締結の日から30日以内に一括して村の発行する納入通知書により納付するものとする。

1.3 その他

本入札に関する詳細については、入札説明書を参照すること。